

# 中区連合町内会長連絡協議会規約

制 定：昭和 38 年 6 月 18 日

最近改正：平成 23 年 4 月 19 日

## （名称及び事務所）

第 1 条 本会は、中区連合町内会長連絡協議会（以下「会」という。）と称し、事務所を中区役所総務部地域振興課内に置く。

## （目 的）

第 2 条 会は、区内の連合町内会相互並びに関係機関との連絡を密にし、地域社会の振興を図ることを目的とする。

## （事 業）

第 3 条 前条に規定する目的達成のため、次の事業を行う。

- （ 1 ）地域社会振興事業活動の情報を相互に交換すること。
- （ 2 ）地域社会振興活動の効果的運営について協議すること。
- （ 3 ）その他必要な事項

## （構 成）

第 4 条 会は、中区内の各地区連合町内会長をもって構成する。

## （役 員）

第 5 条 会に次の役員を置く。

- （ 1 ）会 長 1 名
- （ 2 ）副会長 2 名
- （ 3 ）監 事 2 名

2 役員は、すべての構成員の互選による。

## （役員の仕事）

第 6 条 会長は、会を代表し会の事務を掌握する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

3 監事は、会の事業及び経理を監査する。

## （役員の仕事）

第 7 条 役員の仕事は、2 年とする（毎年 5 月 1 日～翌々年 4 月末日までとする。）

ただし、再選を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任が決定するまでは前任者がその任を担当する。
- 3 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第8条 会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、中区长をもってこれにあてる。

(相談役)

第9条 会の目的及び事業を推進するに当たって、先人の貴重な経験・知識を受け継ぎ、役立てるため、会に相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、会を退任した役員経験者のうち、会長が指名する者をもって充てる。
- 3 相談役は、会長の求めに応じて、必要な助言を行うものとする。

(会議)

第10条 この会の会議は、月1回及び会長が必要と認めた場合に開催し、会長が招集しその議長となる。

(専門委員会)

第11条 会の事業を企画・実施するために、専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会は、別表のとおりとする。
- 3 委員は、会長が委嘱する。

(経費)

第12条 この会の経費は、会費その他をもってこれにあてる。

(会計年度)

第13条 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第14条 この規約に定められた以外の必要な事項は、会の議決によりこれを決定する。

附 則

この規約は、昭和38年6月18日から施行する。

この規約は、昭和 51 年 6 月 1 日から施行する。  
この規約は、昭和 54 年 5 月 19 日から施行する。  
この規約は、平成 13 年 5 月 18 日から施行する。  
この規約は、平成 14 年 5 月 20 日から施行する。  
この規約は、平成 16 年 5 月 19 日から施行する。  
この規約は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。  
この規約は、平成 21 年 4 月 20 日から施行する。  
この規約は、平成 21 年 9 月 7 日から施行する。  
この規約は、平成 23 年 4 月 19 日から施行する。

別表（第 10 条第 2 項）

委員会名
企画委員会
危機管理委員会